

政策目標 1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

| | |
|---------|--|
| 上記目標の概要 | <p>国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。</p> <p>経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</p> <p>政 1-1-2 : 財政に関する広報活動</p> |
|---------|--|

政策目標 1-1 についての評価結果

| | |
|-------------|------------|
| 政策目標についての評価 | B 進展が大きくない |
|-------------|------------|

| | |
|-------|---|
| 評定の理由 | <p>(重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組)</p> <p>令和 4 年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(以下、「骨太の方針2021」といいます。)において、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるなど、財政健全化に向けた取組を進めてきました。</p> <p>令和 4 年度予算は、令和 3 年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現を図るための予算となっており、成長戦略として、「科学技術立国」の観点から、過去最高の科学技術振興費の確保や、分配戦略として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で働く方々の処遇改善等に取り組むなど、メリハリの効いた予算配分としております。</p> <p>このように、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な予算措置を行ってきたものの、令和 2 年度と同様、財政に大きな負担をかける結果になっており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。</p> <p>(広報活動)</p> <p>予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。</p> <p>また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調査をそれぞれ令和 3 年 9 月 29 日及び同年 10 月 19 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。</p> <p>以上のとおり、広報活動については、「目標達成」と考えられます。</p> <p>以上のとおり、施策 1-1-2 の評価は「s 目標達成」であるものの、施策 1-1-1 の評価が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」</p> |
|-------|---|

| | |
|-------------------|--|
| | としました。 |
| 政策 の 分 析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「令和4年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していくうえで、重要な意義のある取組です。</p> <p>令和4年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的な配分を行い、有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。</p> |
| | <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算編成支援システム <p>国民への情報提供の質の向上という観点から、予算書決算書データの一部についてCSV形式での公開を行い、利便性の向上に努めました。また、引き続き、原則として一般競争（総合評価）による入札を実施し、調達における透明性及び競争性の確保に取り組むとともに、更なる運用コスト削減に向けた各種検討を行いました。（事業番号 0022（内閣官房））</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 財政制度等に関する調査 <p>「調査に当たっては、調査内容の必要性を明確にするとともに、入札における競争性を確保し、効率的・効果的な予算執行に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、調査対象を精査し、質の向上を図るとともに、競争性を確保すべく、委託先業者の確保のため一般的な繁忙期を勘案した調査時期の柔軟化や、十分な公告期間の確保などを検討しました。（事業番号新 21-0001）</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 旅費等実態調査 <p>「調査に当たっては、調査内容の必要性を明確にするとともに、入札における競争性を確保し、効率的・効果的な予算執行に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一般競争入札（最低価格落札方式）により委託先を決定することで競争性を確保するとともに、調査対象先数や調査項目を真に必要な部分に限定することで予算の効率的・効果的な執行に努めました。（事業番号新 21-0002）</p> |

| | | | |
|------------------|--|---|-----|
| 施策 | 政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組 | | |
| | [主要] 政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施 | | |
| 測定指標 (定性的な指標) | 目標 | <p>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられ、この目標に向けて、2019年度から2021年度の3年間について歳出改革の取組方針が示され、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。</p> <p>「骨太の方針2021」では、これらの取組がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、2022年度から2024年度までの3年間についても、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとしています。</p> | 達成度 |

| | | |
|------------------------------------|--|-----|
| | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。</p> | |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>令和4年度予算については、「骨太の方針2021」において、2022年度から2024年度までの3年間について、基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、財政健全化に向けた取組を進めてきました。また、令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現を図るための予算となっており、成長戦略として、「科学技術立国」の観点から、過去最高の科学技術振興費の確保や、分配戦略として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で働く方々の処遇改善等に取り組むなど、メリハリの効いた予算配分としております。</p> <p>このように、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な予算措置を行ってきており、歳出改革の取組も継続しているものの、令和2年度と同様、財政に大きな負担をかける結果になっており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、達成度は「△」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/01.pdf)</p> | △ |
| 政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映 | | |
| 目標 | <p>予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算へのフィードバックするためです。</p> | 達成度 |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>令和4年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本の見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、多額の不用が生じている事業等については、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行い、また、政策評価、行政事業レビュー、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/27.pdf)</p> <p>(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai47/siryoushu.pdf)</p> | ○ |
| 政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応 | | |
| 目標 | <p>復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。</p> | 達成度 |

| | | |
|-----------------|---|---|
| | (目標の設定の根拠) 東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。 | |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | 令和4年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第2期復興・創生期間の2年度目において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上していることから、達成度は「○」としました。 | ○ |
| 施策についての評定 | b 進展が大きくない | |
| 評定の理由 | <p>令和4年度予算については、これまでと同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるなど、財政健全化に向けた取組を進めてきました。加えて、令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現を図るための予算となっており、メリハリの効いた予算配分としております。このように、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な予算措置を行っており、また、歳出改革の取組を継続しているものの、令和2年度と同様、財政に大きな負担をかける結果になっており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、主要な測定指標である政1-1-1-B-1の達成度を「△」としております。</p> <p>測定指標政1-1-1-B-2、政1-1-1-B-3の達成度は「○」であるものの、主要な測定指標政1-1-1-B-1の達成度が「△」であり、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、当該施策の評定は「b 進展が大きくない」としました。</p> | |

政1-1-1に係る参考情報

参考指標1「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標2）】

参考指標2「一般会計歳出の構成」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/01.pdf

参考指標3「一般会計歳出概算所管別内訳」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/03.pdf

参考指標4「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化①②）」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202204_kanryaku.pdf

参考指標5「各予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/index.html

社会保障関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

| 区 分 | 令和3年度 | 4年度 | 増△減 |
|-----------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 年金給付費 | 127,005 | 127,641 | (0.5%) 636 |
| 医療給付費 | 119,821 | 120,925 | (0.9%) 1,104 |
| 介護給付費 | 34,662 | 35,803 | (3.3%) 1,141 |
| 少子化対策費 | 30,458 | 31,094 | (2.1%) 636 |
| 生活扶助等社会福祉費 | 40,665 | 41,759 | (2.7%) 1,093 |
| 保健衛生対策費 | 4,741 | 4,756 | (0.3%) 15 |
| 雇用労災対策費 | 991 | 758 | (△23.5%) △233 |
| 社会保障関係費 合計 | 358,343 | 362,735 | (1.2%) 4,393 |

(出所) 「令和4年度社会保障関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局厚生労働係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/13.pdf)

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和3年度予算額は、令和4年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

| 区 分 | 令和3年度 | 4年度 | 増△減 |
|------------|--------|--------|-----------------|
| 文教及び科学振興費 | 53,925 | 53,901 | (△0.0%) △24 |
| (内訳) | | | |
| 義務教育費国庫負担金 | 15,164 | 15,015 | (△1.0%) △149 |
| 科学技術振興費 | 13,638 | 13,788 | (1.1%) 150 |
| 文教施設費 | 773 | 743 | (△3.9%) △30 |
| 教育振興助成費 | 23,115 | 23,139 | (0.1%) 24 |
| 育英事業費 | 1,235 | 1,217 | (△1.4%) △18 |

(出所) 「令和4年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和4年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/sy030118.html)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和3年度予算額は、令和4年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

| | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|------|
| | | 伸率 | | 伸率 | | 伸率 | | 伸率 | | 伸率 |
| 予算額 | 59,789 | 0.0 | 60,596 | 1.3 | 60,669 | 0.1 | 60,695 | 0.0 | 60,575 | △0.2 |

(出所)「令和4年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局国土交通・公共事業総括係)
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/17.pdf)

(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

防衛関係予算の推移及び内訳

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | |
|----------------------|--------|------|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|-------|
| | | 伸率 | | 伸率 | | 伸率 | | 伸率 | | 伸率 |
| 人件・糧食費 | 21,850 | 0.9 | 21,831 | △0.1 | 21,426 | △1.9 | 21,919 | 2.3 | 21,740 | △0.8 |
| 歳出化経費 | 18,898 | 0.7 | 19,371 | 2.5 | 20,066 | 3.6 | 20,378 | 1.6 | 20,573 | 1.0 |
| 一般物件費 | 11,163 | 3.2 | 10,864 | △2.7 | 11,133 | 2.5 | 11,125 | △0.1 | 11,692 | 5.1 |
| 防衛関係予算 | 51,911 | 1.3 | 52,066 | 0.3 | 52,625 | 1.1 | 53,422 | 1.5 | 54,005 | 1.1 |
| SACO関係経費 | 51 | 80.6 | 256 | 404.2 | 138 | △46.1 | 144 | 4.3 | 137 | △4.8 |
| 米軍再編関係経費 (地元負担軽減) | 2,161 | 7.5 | 1,679 | △22.3 | 1,799 | 7.2 | 2,044 | 13.6 | 2,080 | 1.8 |
| 政府専用機関係経費 | 312 | 44.0 | 62 | △80.2 | 0 | △99.5 | 0 | △0.5 | 0 | △75.0 |
| その他 | 49,388 | 0.8 | 50,070 | 1.4 | 50,688 | 1.2 | 51,235 | 1.1 | 51,788 | 1.1 |

(出所)「令和4年度防衛関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局防衛係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/19.pdf)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

(注4) 「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

(注5) 令和3年度は187億円、令和4年度は318億円のデジタル庁計上分を含む。

中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,771 | 1,740 | 1,723 | 1,745 | 1,713 |
| 伸率 | △2.2 | △1.8 | △1.0 | 1.3 | △1.9 |

(出所)「令和4年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(令和3年12月 主計局経済産業係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/07.pdf)

(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

| 区 分 | 令和3年度 | 4年度 | 増△減 |
|-----------------|--------|------------------|---------------|
| 農 林 水 産 関 係 予 算 | 22,853 | 22,777 | (△0.3) △76 |
| 公 共 事 業 | 6,978 | <30.6> 6,981 | (0.0) 3 |
| 非 公 共 事 業 | 15,875 | <69.4> 15,796 | (△0.5) △79 |
| 農 業 関 係 予 算 | 17,151 | 17,135 | △16 |
| 林 業 関 係 予 算 | 3,025 | 2,977 | △48 |
| 水 産 業 関 係 予 算 | 1,870 | 1,881 | 11 |
| 農山漁村地域整備交付金 | 807 | 784 | △23 |

(出所)「令和4年度農林水産関係予算のポイント」(令和3年12月 主計局農林水産係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/15.pdf)

(注1) 予算額上段の()書きは対前年度増△減率、< >書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載しているが、令和3年度は、4年度との比較対照のため、情報システム関係予算を除いた計数を記載している。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 予 算 額 | 9,186 | 9,104 | 9,008 | 8,891 | 8,756 |
| 伸 率 | △4.7 | △0.9 | △1.1 | △1.3 | △1.5 |

(出所)「令和4年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和4年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/sy030118.html)

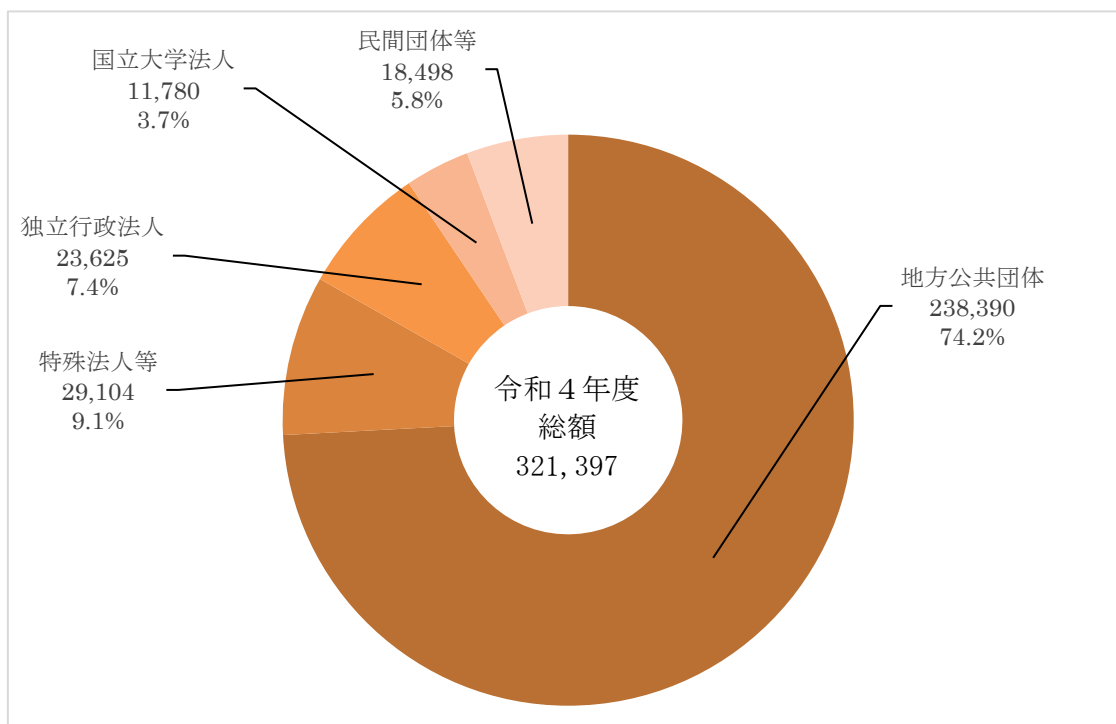
(注1) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注2) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を除いた計数を掲載している。

参考指標6「補助金等の内訳(交付先別、主要経費別)」

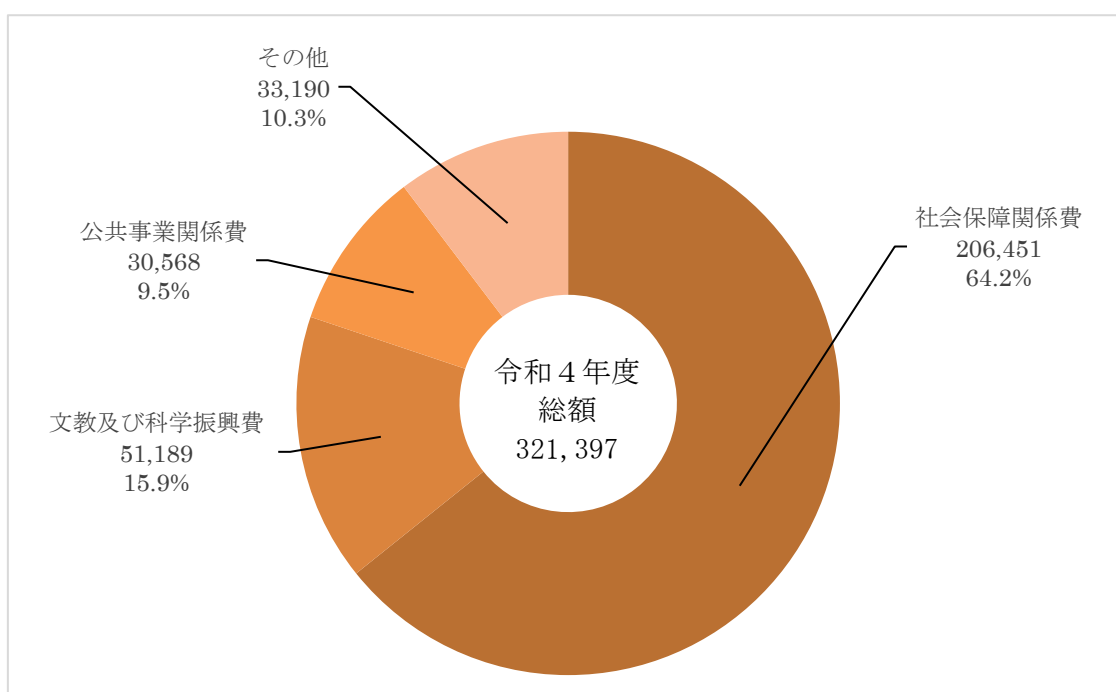
(単位：億円、%)

補助金等の交付先別概要(一般会計)



| 交付先 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | |
|--------|---------|-------|---------|------|---------|-------|---------|--------|---------|-----|
| | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 |
| 地方公共団体 | 224,737 | 1.4 | 237,729 | 5.9 | 241,687 | 1.7 | 236,124 | △ 2.3 | 238,390 | 1.0 |
| 特殊法人等 | 27,328 | 1.5 | 27,520 | 0.7 | 29,211 | 6.1 | 28,944 | △ 0.9 | 29,104 | 0.6 |
| 独立行政法人 | 20,976 | 0.8 | 21,734 | 3.6 | 24,051 | 10.7 | 23,527 | △ 2.2 | 23,625 | 0.4 |
| 国立大学法人 | 11,585 | △ 0.3 | 12,466 | 7.6 | 12,202 | △ 2.1 | 11,724 | △ 3.9 | 11,780 | 0.5 |
| 民間団体等 | 17,115 | △ 6.1 | 22,378 | 30.7 | 24,597 | 9.9 | 17,863 | △ 27.4 | 18,498 | 3.9 |
| 合計 | 301,742 | 0.8 | 321,827 | 6.7 | 331,749 | 3.1 | 318,182 | △ 4.1 | 321,397 | 1.0 |

補助金等の主要経費別内訳（一般会計）



| 事項 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 2年度 | | 3年度 | | 4年度 | |
|-----------|---------|-------|---------|------|---------|-------|---------|--------|---------|-------|
| | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 | 予算額 | 伸率 |
| 社会保障関係費 | 188,714 | 1.3 | 193,878 | 2.7 | 204,884 | 5.4 | 202,617 | △ 0.5 | 206,451 | 1.9 |
| 文教及び科学振興費 | 51,014 | △ 0.1 | 53,318 | 4.8 | 52,398 | △ 1.5 | 51,149 | △ 2.4 | 51,189 | 0.1 |
| 公共事業関係費 | 30,212 | 0.7 | 34,804 | 15.2 | 34,462 | △ 1.0 | 30,511 | △ 11.5 | 30,568 | 0.2 |
| その他 | 31,802 | △ 0.2 | 39,827 | 25.3 | 40,005 | 1.9 | 33,905 | △ 17.7 | 33,190 | △ 2.0 |
| 合計 | 301,742 | 0.8 | 321,827 | 6.7 | 331,749 | 3.1 | 318,182 | △ 4.1 | 321,397 | 1.0 |

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

(注4) 各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

(単位：件、億円)

| 区分 年度 | 新規 | | 合理化廃止 ア | | 合理化減額 イ | | 補助率 引下げ 件数ウ | 統合・メニュー化件数 | | | 終 期 定 件数オ | 定員削減力 | | その他 件数 キ | 合 計 | |
|----------|------------|--------------|---------|--------|---------|--------|-------------------|------------|-----|----|--------------------|-------|----|----------------|-----------|-------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | 統合前エ | 統合後 | 差引 | | 件数 | 金額 | | 件数 ア～キ | 金額 ア+イ+ウ |
| 平成28 | (1) 167 | (8) 3,021 | 149 | 2,130 | 657 | 5,347 | 4 | 7 | 6 | 1 | 306 | 6 | 1 | 30 | 1,159 | 7,478 |
| 29 | 199 | 1,657 | 82 | 1,679 | 632 | 3,249 | 2 | 11 | 10 | 1 | 327 | 6 | 1 | 31 | 1,091 | 4,929 |
| 30 | 221 | 2,409 | 100 | 713 | 622 | 3,377 | 1 | 22 | 22 | 0 | 357 | 5 | 1 | 42 | 1,149 | 4,090 |
| 令和元 | 284 | 44,085 | 118 | 35,079 | 603 | 3,040 | 3 | 21 | 13 | 8 | 338 | 10 | 3 | 34 | 1,127 | 38,122 |
| 2 | 312 | 11,804 | 112 | 1,104 | 717 | 10,067 | 2 | 0 | 0 | 0 | 269 | 6 | 1 | 32 | 1,138 | 11,173 |
| 3 | 223 | 1,995 | 78 | 2,315 | 723 | 11,001 | 0 | 1 | 1 | 0 | 294 | 7 | 2 | 42 | 1,145 | 13,317 |
| 4 | 254 | 2,424 | 108 | 659 | 785 | 3,630 | 1 | 0 | 0 | 0 | 351 | 8 | 3 | 40 | 1,293 | 4,291 |

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 予算額は当初予算額であり決定ベースの計数を記載している。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

(注4) 上段()は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」等に基づき新たに設立された独立行政法人に対する運営費交付金等を指し、外書である。

(注5) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

参考指標 8 「コロナ禍に編成された令和3年度補正予算(第1号)の概要」【再掲(総1-1:参考指標9)】

参考指標 9 「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」【再掲(総1-1:参考指標10)】

| 施策 | 政1-1-2: 財政に関する広報活動 | | | | | | | |
|--|---|--------|-------------------|------|----------|----------|----------|-----|
| 測定指標 (定量的な指標) | 政1-1-2-A-1: 各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化 | | | | | | | |
| | 年度 | | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 |
| | 目標値 | 概算要求書等 | 速やかに閲覧できるようにする | | 10月10日前後 | 11月10日前後 | 9月末日 | ○ |
| | | 政策評価調書 | (平成30年度までは定性的な目標) | | 10月末日 | 11月10日前後 | 10月20日前後 | |
| | 実績値 | 概算要求書等 | 速やかに閲覧できるようにした | | 10月9日 | 11月9日 | 9月29日 | |
| | | 政策評価調書 | | | 10月30日 | 11月9日 | 10月19日 | |
| (出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績等を参考に目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 目標値のとおり、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和3年9月29日及び同年10月19日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしたことから、達成度は「○」としました。 | | | | | | | | |

| | | |
|------------------|--|---|
| 測定指標 (定性的な指標) | [主要]政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況 | |
| | 目標 | 積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を実施します。 (目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めってもらうためです。 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | 財政に関するパンフレットの作成・配布・電子書籍化やオンラインも活用した説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。 |
| 施策についての評定 | | s 目標達成 |
| 評定の理由 | <p>各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和3年9月29日及び同年10月19日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにすることで、どのような予算要求がされているか、それがどのような政策評価における政策に対応するのかについての財政に関する情報提供を行いました。</p> <p>また、財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、令和3年度においては積極的にオンラインによる説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。(実施回数：237回)</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | |

政1-1-2に係る参考情報

参考指標1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数 (単位：件)

| | 令和3年度 |
|--------------------------------|---------|
| 財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数 | 101,856 |

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ
(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html>) へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度のアクセス件数を掲載。

| | |
|---------|--|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。</p> <p>重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用を努めます。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。</p> |
|---------|--|

| | |
|------------------|--|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | ○ 財政状況の的確な開示を前提として、国民に理解してもらい、危機感を共有してもらえるような工夫も重要ではないか。 |
|------------------|--|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分 | | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 |
|------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|----------|----------|
| | 予算の 状況 (千円) | 当初予算 | 4, 112, 805 | 363, 260 | 419, 603 | 420, 645 |
| | | 補正予算 | △14 | △115 | — | |
| | | 繰越等 | — | 1, 994, 476 | N. A. | |
| | | 合 計 | 4, 112, 791 | 2, 357, 621 | N. A. | |
| 執行額 (千円) | | 3, 988, 566 | 2, 268, 153 | N. A. | | |

(概要)

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

(注1) 令和2年度以降の予算額のうち、「予算編成支援システム」に係る経費については、令和2年度及び令和3年度は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

(注2) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

| | |
|---|---|
| <p>政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</p> | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説 (令和4年1月17日)</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説 (令和4年1月17日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>令和4年度予算編成の基本方針 (令和3年12月3日閣議決定)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和3年3月9日閣議決定)</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p> | <p>我が国の財政状況：予算書、「令和4年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料 (令和4年4月)」(財務省)等</p> |
|---|---|

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p> | <p>令和4年度予算編成に当たっては、「新経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。</p> <p>広報活動については、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等で講義や説明をオンラインも活用して行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、電子書籍等多様な媒体により積極的に行いました。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めました。</p> |
|---------------------------------------|--|

| | | | |
|---------------------|---|------------------------|---------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>主計局 (総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官 (調整担当))</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>令和4年6月</p> |
|---------------------|---|------------------------|---------------|

政策目標 1-2 : 必要な歳入の確保

| | |
|----------------|---|
| 上記目標の概要 | <p>健全な財政を確保するためには、財政需要については、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項）。</p> <p>このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示してきたところですが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努めていきます。</p> <p>次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。</p> <p>（上記目標を達成するための施策） 政 1-2-1 : 必要な歳入の確保等</p> |
|----------------|---|

政策目標 1-2 についての評価結果

政策目標についての評価 **B** 進展が大きくない

| | |
|--------------|--|
| 評価の理由 | <p>令和4年度予算編成において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行い、一般会計税収を、65.2兆円と見込んでいます。また、できる限りの税外収入の確保にも努めました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響やそれに対する対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。</p> <p>施策 1-2-1 の評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|---|
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>「令和4年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していくうえで、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。</p> <p>税収について適切な見積りを行うとともに、できる限りの税外収入の確保を図り、公債の発行額を極力抑制することは、健全な財政を確保していくうえで、有効な取組です。</p> <p>また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。</p> |
|--------------|---|

| | | | |
|--------------------------|----------------------------------|--|------------|
| 施策 | 政1-2-1：必要な歳入の確保等 | | |
| 測定指標 (定性的な指標) | [主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上 | | |
| | 目標 | <p>税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関して説明責任の向上に努めるためです。また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>令和4年度予算編成において、政府経済見通し等を踏まえ、一般会計税収を65.2兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見積りの大要及び各税の見積り方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にとりまとめ、国会に提出することに加え、財務省ウェブサイトを活用し、その公開に努めたところで</p> <p>す。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR4a.pdf)</p> <p>さらに、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保(5.4兆円)に努めました。</p> <p>一方で、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、達成度は「△」としました。</p> | △ |
| 施策についての評定 | b 進展が大きくない | | |

| | |
|--------------|--|
| 評定の理由 | <p>令和4年度予算編成において、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を適時適切に開示することを通じ、国民への説明責任の向上に努めました。「その他収入」についても、適切な見積りのもと、可能な限りその確保に努めました。</p> <p>一方で、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保についても大きく進展したとは言い難い状況です。</p> <p>測定指標が「△」であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響等を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。</p> |
|--------------|--|

政1-2-1に係る参考情報

参考指標1：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

参考指標2：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】

参考指標3：歳入（一般会計）構成の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/basic_data/202204/sy202204b.pdf)

| | |
|----------------|--|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めていきます。</p> |
|----------------|--|

| | |
|-------------------------|------|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | 該当なし |
|-------------------------|------|

| | |
|---------------------------------|--|
| 政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策 | <p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>第208回国会 財務大臣財政演説（令和4年1月17日）</p> <p>令和4年度予算編成の基本方針（令和3年12月3日閣議決定）</p> |
|---------------------------------|--|

| | |
|----------------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 日本の財政状況：「令和4年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省） |
|----------------------------------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 前年度政策評価結果の政策への反映状況 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めました。</p> |
|---------------------------|---|

| | | | |
|--------------|-------------------|-----------------|--------|
| 担当部局名 | 主計局（総務課）、主税局（総務課） | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |
|--------------|-------------------|-----------------|--------|

政策目標 1-3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

| | |
|----------------|---|
| 上記目標の概要 | <p>国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があります、そのための取組を進めています。</p> <p>また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるPDCAサイクルにおける、C (=チェック) 及びA (=アクション) の機能を強化する必要があります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実 政1-3-2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保 政1-3-3 : 予算執行調査の実施 政1-3-4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等</p> |
|----------------|---|

政策目標 1-3 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

| | |
|--------------|---|
| 評価の理由 | <p>(予算執行に関する情報開示の充実)</p> <p>各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。</p> <p>(円滑かつ効率的な予算執行の確保)</p> <p>予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。また、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による繰越手続の弾力的対応を行いました。</p> <p>(予算執行調査の実施)</p> <p>令和3年度予算執行調査においては、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。</p> <p>(各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等)</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和2年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。</p> <p>全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。</p> <p>予算執行調査の実施については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、その調査結果を令和4年度予算に的確に反映しています。</p> <p>また、繰越事務手続については、被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納期の延期等を行った事業等について、事故繰越事務手続を簡素化し、弾力的な対応を行うことなどにより、事務手続の効率化や予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。</p> |
| | <p>(令和3年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官庁会計システム（歳入金電子納付システムを含む） 本システムは、令和4年1月にシステムのクラウド化等を実施した更改により、運用経費の3割削減（平成25年度比）を達成しました。（事業番号0020（内閣官房）） ・ 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム 本システムは、令和2年4月から設計開発を開始し、令和4年1月に運用を開始しました。（事業番号0021（内閣官房）） |

| | | | |
|---------------------|---|--|------------|
| 施策 | 政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実 | | |
| 測定指標（定性的な指標） | [主要] 政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認 | | |
| | 目標 | <p>各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。</p> | ○ |
| 施策についての評定 | s 目標達成 | | |
| 評定の理由 | <p>各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | | |

政1-3-1に係る参考情報

参考指標1 各府省の予算執行情報ポータルサイト

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm>)

| | | | |
|--------------------------|--|---|------------|
| 施策 | 政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保 | | |
| 測定指標 (定性的な指標) | [主要]政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組 | | |
| | 目標 | <p>法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。</p> <p>被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納期の延期等を行った事業等に係る事故繰越事務手続を簡素化し、弾力的な対応を行いました。</p> <p>以上のことから、達成度は「○」としました。</p> | ○ |
| 施策についての評価 | | s 目標達成 | |
| 評価の理由 | <p>予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化等を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | | |

| | | | |
|--------------------------|--------------------------|---|------------|
| 施策 | 政1-3-3：予算執行調査の実施 | | |
| 測定指標 (定性的な指標) | [主要]政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施 | | |
| | 目標 | <p>予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。</p> | 達成度 |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>令和3年度については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、行政経費等調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、調査の質の向上を図りつつ、39件の予算執行調査を実施しました(参考指標1参照)。</p> <p>また、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/hanei/index.html)</p> | ○ |
| 施策についての評価 | | s 目標達成 | |

| | |
|--------------|--|
| 評定の理由 | 予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。 |
| | 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。 |

政1-3-3に係る参考情報

参考指標1 予算執行調査の実施件数及び反映額

(単位：件、億円)

| 調査年度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 調査件数 | 52 | 45 | 44 | 37 | 39 |
| 翌年度予算への反映額 | 260 | 277 | 110 | 26 | 90 |
| | — | — | — | — | — |

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

参考指標2 調査結果(令和3年6月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/sy0306/index.html)

参考指標3 調査結果(令和3年9月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/sy0309/index.html)

参考指標4 調査結果(令和4年1月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/sy0401/index.html)

参考指標5 反映状況(令和4年1月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2021/hanei/index.html)

| | | |
|---------------------|--|---|
| 施策 | 政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等 | |
| 測定指標(定性的な指標) | [主要]政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施 | |
| | 目標 | <p>文書による要請及び会議・研修を実施します。</p> <p>また、各省各庁が締結した契約(少額随意契約等を除く。)について、統計を作成し、公表します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。</p> |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました(参考指標2参照)。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が令和2年度に締結した契約(少額随意契約等を除く。)について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/20220331_tokei.pdf)</p> |
| | 達成度 | ○ |

| | |
|------------------|---|
| 施策についての評価 | s 目標達成 |
| 評価の理由 | <p>文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和2年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |

政1-3-4に係る参考情報

参考指標1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

| 事 項 別 | 平成28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 |
|----------------------------------|--------|------|------|-------|-----|
| A. 不当事項 | 333 | 292 | 254 | 205 | 157 |
| B. 意見表示又は処置要求事項 | 28 | 28 | 27 | 14 | 15 |
| C. 会計検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項(処置済事項) | 47 | 39 | 44 | 22 | 20 |
| D. 特に掲記を要すると認められた事項 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(出所) 主計局司計課調

参考指標2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

| 研 修 名 (対象職員) | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------------------------------------|--------|------|-------|-----|-----|
| 会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県) | 97 | 95 | 85 | — | 88 |
| | 107 | 100 | 88 | 100 | 99 |
| 政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人) | 121 | 113 | 111 | 110 | 124 |
| 会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人) | 77 | 83 | 71 | — | 98 |
| 予算担当職員初任者研修 (各府省庁等) | 125 | 128 | 133 | — | 159 |
| 会計監査事務職員研修 (各府省庁等) | 80 | 94 | — | 129 | 111 |

(出所) 会計センター研修部調

(注1) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

(注2) 令和元年度の会計監査事務職員研修、令和2年度の会計事務職員研修(春季)、会計事務職員契約管理研修及び予算担当職員初任者研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

| | |
|----------------|--|
| 評価結果の反映 | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。</p> <p>予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。</p> <p>また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。</p> |
|----------------|--|

| | |
|-------------------------|---|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算執行に関して、昨年のコロナ対策では多額の繰越額や不用額が計上された、との会計検査院指摘を踏まえ、事業毎の予算執行状況に係る国民への情報提供が必要ではないか。 ○ 予算執行調査は、影響力が大きく、非常に大きな役割を担っているため、何を調査対象にするか、各省庁へどうフィードバックするかを考慮し、今後も質の高い調査を展開してほしい。 |
|-------------------------|---|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分 | | 令和元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 |
|------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| | 予算の 状況 (千円) | 当初予算 | 8,793,567 | 624,526 | 612,068 | 603,447 |
| | | 補正予算 | — | — | △18,704 | |
| | | 繰越等 | — | 8,627,304 | N. A. | |
| | | 合 計 | 8,793,567 | 9,251,830 | N. A. | |
| 執行額 (千円) | | 7,356,955 | 8,982,229 | N. A. | / | |

(概要)

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等

(注1) 「官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)」の令和2年度及び令和3年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」の令和2年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和3年度当初予算額は、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注2) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

| | |
|----------------------------------|---|
| 政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策 | 行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について(平成25年6月28日閣議決定) |
|----------------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|------|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 該当なし |
|----------------------------------|------|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p> | <p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、行政経費等調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、より深度のある調査を実施しました。</p> |
|----------------------------------|---|

| | | | |
|---------------------|--------------------------------|------------------------|---------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>主計局（司計課、総務課、法規課）、会計センター</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>令和4年6月</p> |
|---------------------|--------------------------------|------------------------|---------------|

政策目標 1-4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

| | |
|----------------|--|
| 上記目標の概要 | <p>国の決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」(昭和22年法律第34号)、「会計法」(昭和22年法律第35号)等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。</p> <p>このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や予算執行への反映に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政 1-4-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告</p> <p>政 1-4-2 : 令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出</p> |
|----------------|--|

政策目標 1-4 についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

| | |
|--------------|--|
| 評定の理由 | <p>(予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告)</p> <p>予算使用の状況は四半期ごとに、国庫歳入歳出状況は毎月、官報及びウェブサイトに掲載しました。また、令和2年度決算概要は、令和3年7月30日に記者発表を行うとともに、ウェブサイトに掲載しました。</p> <p>(令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出)</p> <p>平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているところ、令和2年度歳入歳出決算については、令和3年9月3日に会計検査院へ送付し、同年12月6日に国会に提出しました。</p> <p>全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。</p> <p>令和2年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和4年度予算等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。</p> <p>なお、令和2年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。</p> |

| 施策 | 政 1 - 4 - 1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告 | | | | | | | |
|---|--|----------|------|-------|------|------|------|---|
| 測定指標 (定量的な指標) | [主要] 政1-4-1-A-1 : 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況 | | | | | | | |
| | 年度 | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 達成度 | |
| | 目標値 | 予算使用の状況 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | ○ |
| | | 国庫歳入歳出状況 | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 | 15回 | ○ |
| | | 決算概要 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | ○ |
| | 実績値 | 全て達成 | 全て達成 | 全て達成 | 全て達成 | 全て達成 | 全て達成 | |
| <p>(出所) 主計局司計課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。</p> <p>※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。</p> | | | | | | | | |
| 施策についての評定 | | s 目標達成 | | | | | | |
| 評定の理由 | <p>予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> | | | | | | | |

政 1 - 4 - 1 に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「令和3年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち令和元年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/46_report/fy2021/index.html)
- (2) 「予算使用の状況（財務省調査）」（財政法第46条第2項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/budget_use/index.htm)
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm)

- (4) 「令和2年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/index.html
- (5) 「令和2年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/index.html
- (6) 「令和2年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/ke0312.html
- (7) 「令和2年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載
<https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010br2a.html>
- (8) 「令和2年度決算の説明」：ウェブサイト掲載
https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2020/ke_setsumei02.html
- (注) 国の決算は、年度末である3月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなり、翌年度の7月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

| 施策 | 政1-4-2：令和2年度歳入歳出決算の国会への早期提出 | | | | | | |
|--|--|--------------------|------------------|-------------------|----------------|----------------|-----|
| 測定指標 (定量的な指標) | 政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日 | | | | | | |
| | 年度 | 平成29年度 (28年度決算) | 30年度 (29年度決算) | 令和元年度 (30年度決算) | 2年度 (元年度決算) | 3年度 (2年度決算) | 達成度 |
| | 目標値 | 29.9月初旬 | 30.9月初旬 | 元.9月初旬 | 2.9月初旬 | 3.9月初旬 | ○ |
| | 実績値 | 29.9.1 | 30.9.4 | 元.9.3 | 2.9.4 | 3.9.3 | |
| | (出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。 | | | | | | |
| | (目標の達成度の判定理由) 令和2年度歳入歳出決算については、令和3年9月3日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。 | | | | | | |
| | [主要]政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日 | | | | | | |
| | 年度 | 平成29年度 (28年度決算) | 30年度 (29年度決算) | 令和元年度 (30年度決算) | 2年度 (元年度決算) | 3年度 (2年度決算) | 達成度 |
| | 目標値 | 29.11.20前後 | 30.11.20前後 | 元.11.20前後 | 2.11.20前後 | 3.11.20前後 | ○ |
| | 実績値 | 29.11.21 | 30.11.20 | 元.11.19 | 2.11.20 | 3.12.6 | |
| (出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。 | | | | | | | |
| (目標の達成度の判定理由) 令和2年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和3年11月に国会提出ができ | | | | | | | |

なかったことから、令和3年12月6日の臨時国会召集日に提出しました。そのため達成度は「○」としました。

施策についての評価 s 目標達成

評価の理由

令和2年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和3年11月に国会提出ができなかったことから、令和3年12月6日の臨時国会召集日に提出しました。

また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、各主要経費における事項別の5箇年間の執行状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。

以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、令和3年度歳入歳出決算については、令和2年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和4年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。

財務省政策評価懇談会における意見 該当なし

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策 該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 該当なし

前年度政策評価結果の政策への反映状況

近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。

令和2年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付し、昨年引き続き11月20日前後に国会提出が可能となるように必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和3年11月に国会提出ができなかったことから、令和3年12月6日の臨時国会召集日に提出しました。

担当部局名 主計局（司計課） **政策評価実施時期** 令和4年6月

政策目標 1-5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

| | |
|----------------|--|
| 上記目標の概要 | <p>地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。</p> <p>このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。</p> <p>また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革</p> |
|----------------|--|

政策目標 1-5 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

| | |
|--------------|--|
| 評定の理由 | <p>「令和4年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準としつつ、国と地方の折半により負担を行ってきた地方の財源不足を解消し、臨時財政対策債の発行を縮減するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）に沿って適切に事務を遂行しています。</p> <p>一方で、これまでに累積した臨時財政対策債の残高や交付税及び譲与税配付金特別会計（以下、「交付税特会」といいます。）の借入金残高が引き続き多額に上ることから、その圧縮努力を継続する必要があります。</p> <p>施策1-5-1の評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p> |
| 政策の分析 | <p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>地方財政に関する事務の適切な遂行は、「骨太の方針2021」をはじめとする政府の方針に沿った「令和4年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。</p> <p>国・地方間の諸課題について、総務省との調整・協議を円滑に行い、上記の通り効率的に取り組んでいます。</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|--|------------|
| 施策 | 政 1 - 5 - 1 : 地方の歳入面・歳出面の改革 | | |
| 測定指標 (定性的な指標) | [主要]政1-5-1-B-1: 地方の歳入面・歳出面の改革 | | |
| | 目 標 | 国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。 | 達成度 |
| | | (目標の設定の根拠) 「骨太の方針2021」に、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」としているほか、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」と定められているためです。 | |
| 実績及び目標の達成度の判定理由 | 「令和4年度地方財政計画」において、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保し、また、税収が伸びる中で地方の歳出規律を維持すること等により、国・地方の折半対象財源不足を解消するなど、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 | | ○ |
| 施策についての評定 | a 相当程度進展あり | | |
| 評定の理由 | <p>「令和4年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、引き続き臨時財政対策債や交付税特会の借入金の残高の圧縮努力の必要性が残る状況であるとともに、新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p> | | |

政 1 - 5 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 令和4年度地方財政計画 (通常収支分)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000785018.pdf 16P)

参考指標 2 : 地方向け補助金等の全体像

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/26.pdf)

参考指標 3 : 地方の一般財源総額について

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000785018.pdf 2P)

| | |
|----------------|---|
| 評価結果の反映 | 国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。 |
|----------------|---|

| | | | |
|----------------------------------|--|-----------------|--------|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | 該当なし | | |
| 政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策 | 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 令和4年度予算編成の基本方針（令和3年12月3日閣議決定） | | |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 我が国の地方財政状況：「令和4年度地方財政計画」（総務省）、「地方向け補助金等の全体像」（財務省） | | |
| 前年度政策評価結果の政策への反映状況 | 国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。 | | |
| 担当部局名 | 主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当）） | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |

政策目標 1-6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

| | |
|----------------|--|
| 上記目標の概要 | <p>現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。</p> <p>また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。令和3年度においても、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等</p> |
|----------------|--|

政策目標 1-6 についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

| | |
|--------------|---|
| 評定の理由 | <p>国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、令和2年度決算分を令和4年1月25日に財務省ウェブサイト等で公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しました。</p> <p>特別会計財務書類については、令和2年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました(令和4年1月25日)。</p> <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が1月、事業別フルコスト情報が3月に公表されました。</p> <p>施策1-6-1の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p> |
| 政策の分析 | <p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。</p> <p>発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック(資産・負債)やフロー(業務費用・財源)といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。</p> <p>財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類(一般会計・特別会計)を令和3年度内に公表しています(令和4年1月)。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。</p> |

| | | | | | | | |
|------------------|--|--|-----------------|------------------|---------------|---------------|-----|
| 施策 | 政1-6-1: 国の財務書類の作成・公表等 | | | | | | |
| 測定指標 (定量的な指標) | [主要] 政1-6-1-A-1: 国の財務書類(一般会計・特別会計)の公表日 | | | | | | |
| | 年度 | 平成29年度 (28年度分) | 30年度 (29年度分) | 令和元年度 (30年度分) | 2年度 (元年度分) | 3年度 (2年度分) | 達成度 |
| | 目標値 | 30年1月下旬 | 31年1月下旬 | 2年1月下旬 | 3年1月下旬 | 4年1月下旬 | ○ |
| | 実績値 | 30. 1. 30 | 31. 1. 29 | 2. 1. 31 | 3. 1. 29 | 4. 1. 25 | |
| | <p>(出所) 主計局法規課調 (目標値の設定の根拠) 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 令和4年1月下旬とした目標値のとおり、令和4年1月25日に公表したことから、達成度は「○」としました。</p> | | | | | | |
| 測定指標 (定性的な指標) | 政1-6-1-B-1: 国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表 | | | | | | |
| | 目標 | <p>国の財務書類のポイント(パンフレット)やその要旨を記載した骨子(リーフレット)において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 「財務書類等の一層の活用に向けて」(平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会)等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。</p> | | | | 達成度 | |
| | 実績及び目標の達成度の判定理由 | <p>国の財務書類のポイント(パンフレット)に解説項目を追加するなど内容を充実させたほか、図表等を用いて国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、骨子(リーフレット)については、令和3年度(令和2年度決算分)から作成・公表を取りやめ、国の財務書類のポイント(パンフレット)に組み入れました。</p> | | | | | ○ |
| 施策についての評定 | | s 目標達成 | | | | | |

| | |
|----------------------------------|--|
| 評 定 の 理 由 | <p>国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から1月下旬の公表を目標とし、令和2年度決算分を令和4年1月25日に財務省ウェブサイト等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成しています。</p> |
| | <p>特別会計財務書類については、令和元年度決算分に引き続き、令和2年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和4年1月25日）。</p> |
| | <p>さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が1月、事業別フルコスト情報が3月に公表されたところです。</p> |
| | <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p> |

政1-6-1に係る参考情報

参考指標1：国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（令和2年度分）

| 日付 | 種 類 | 備 考 |
|---------------|----------------|--|
| 令和4年 1月25日 | 国の財務書類（令和2年度分） | 説明資料もあわせて作成・公表 |
| | 令和2年度特別会計財務書類 | 「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出 |
| | 令和2年度省庁別財務書類 | 各府省において、同日に公表 |

（出所）主計局法規課公会計室調

| | |
|--|---|
| 評 価 結 果 の 反 映 | <p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> |
| | <p>令和3年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和5年1月に公表します。更に省庁別財務書類等についても、各府省よりの的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。</p> |
| | <p>また、令和5年度の予算要求については、令和4年度決算分の国の財務書類の令和6年1月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。</p> |

| | |
|-------------------------|------|
| 財務省政策評価懇談会における意見 | 該当なし |
|-------------------------|------|

| 政策目標に係る予算額 | 区 分 | | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 予算の 状況 (千円) | 当初予算 | 12,057 | 12,370 | 12,958 | 12,386 |
| | | 補正予算 | — | — | — | / |
| | | 繰越等 | — | — | N. A. | |
| | | 合 計 | 12,057 | 12,370 | N. A. | |
| 執行額（千円） | 11,880 | 10,758 | N. A. | | | |

（概要）

国の財務書類の作成・公表等

(注) 令和3年度「繰越等」、「執行額」等については、令和4年11月頃に確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。

| | |
|---|------|
| 政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策 | 該当なし |
|---|------|

| | |
|--|------|
| 政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報 | 該当なし |
|--|------|

| | |
|--------------------------------|---|
| 前年度政策評価結果 の政策への反映状況 | <p>国の財務書類については、令和元年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類についても、各府省よりの的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。</p> <p>また、事業別フルコスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。</p> <p>令和4年度の予算要求については、令和3年度決算分の国の財務書類の令和5年1月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めました。</p> |
|--------------------------------|---|

| | | | |
|--------------|----------|-----------------|--------|
| 担当部局名 | 主計局（法規課） | 政策評価実施時期 | 令和4年6月 |
|--------------|----------|-----------------|--------|